

# 令和2年度 八女市立長峰小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめを「生まない」「見逃さない」ための本校の取組の目標

<集団づくりの面から>  
 学級・学年・全校での集団活動を通して、友達と関わり合い、協働する場を作り、生徒指導の機能である「自己存在感」「共感的理解」「自己決定」を生かす場の工夫や方法の工夫に努める。  
 ○到達目標1:集団づくりアンケートで各項目80%以上(4と3の割合)  
 <組織運営や機能化の面から>  
 いじめ防止対策委員会を中心に、児童の実態把握、目標設定、指導計画、実践、評価・改善のPDCAサイクルを徹底し、いじめの未然防止や早期発見に努める。  
 ○到達目標2:いじめ防止対策委員会の運営や機能面についての自己評価3.0以上(4段階評価)  
 <家庭・地域や関係機関との連携の面から>  
 家庭・地域・関係機関との連携によって情報や取組の共有化を図り、いじめの未然防止・早期解決に努める。  
 ○到達目標3:保護者アンケートによる評価3.0以上(4と3の割合)

## ※いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

<いじめの定義>  
 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。  
 (「いじめ防止対策推進法」より)

<いじめに対する基本的な考え方>  
 いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

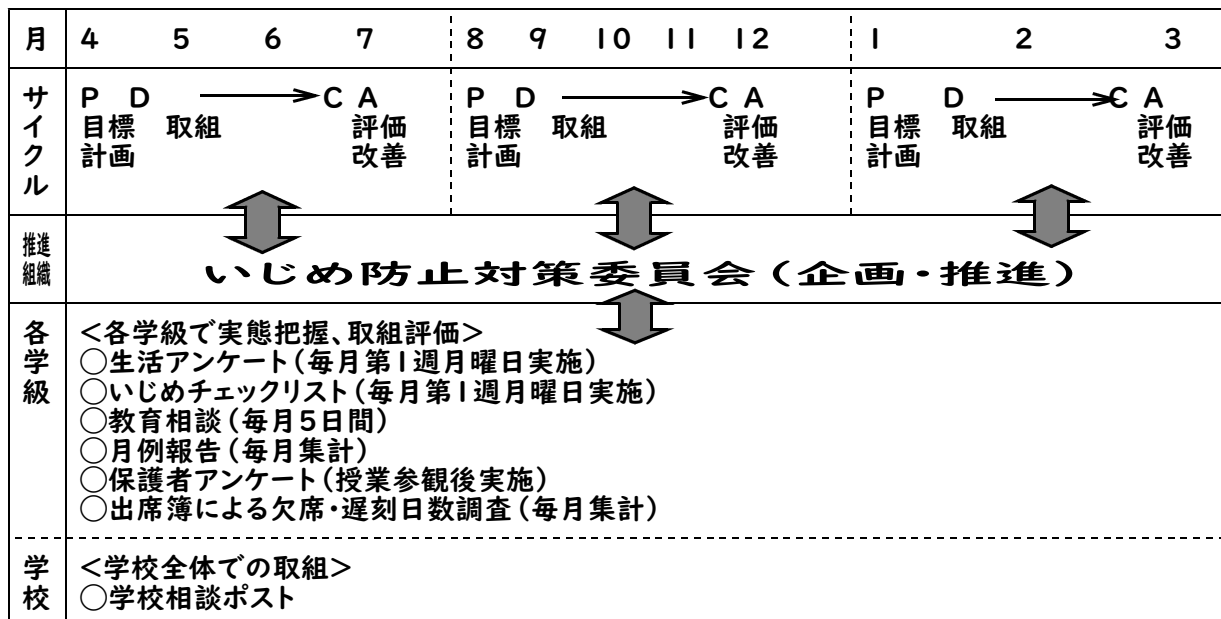
### 本校の課題

- ・各クラスの実態や配慮を要する児童等における職員の共通理解の時間の確保ができていない。
- ・学校相談ポストに対する目的の共有、呼びかけ等が不十分。(ほとんど活用できていなかった。)

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織(視点3)

### (1) いじめ防止対策委員会の設置

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための「いじめ防止対策委員会」(生徒指導担当を中心として編成)を設置し、定期的(月1回:第2週16:20~)に委員会を開催する。協議した結果は、連絡会で職員に報告し、共通理解を図る。また、いじめ防止対策委員会では、1年間を3つに分けて、それぞれの取組の具体目標を設定し、指導計画を策定し、各学級で実践できるようにし、学校評価、教員評価を行い、改善を図る。



(2) 職員会での情報交換及び共通理解・職員研修(視点5)

年度初めに、いじめ防止基本方針や連携体制についての共通理解を図る。連絡会で(毎週水曜日16:20~)全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を必ず図る。(月初め)夏期休業中に各学級の配慮を要する児童への対応と現状などを報告し合い、スクールアドバイザーに助言・指導を受ける研修会を行う。

3 いじめ未然防止のための取組(※年間指導計画は別表)(視点1)

(1) 学級経営の充実

- 「アクション3」の「未然防止のアクション」のチェック項目を意識した指導に努める。
- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、Hyper-QU検査(6月実施)結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 学級の「かべ」を乗り越える取組(年間を通して)を推進することで、友達と励まし合い、協力し合う態度を育成する。

(2) 道徳教育・特別活動の充実

- 道徳の学習を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- 特別活動での取組や道徳との関連を図った指導に努める。

(3) 相談体制の整備(視点3)

- 「学校生活アンケート(毎月第1週月曜日)」後に学級担任により教育相談(5日間)を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 4月の家庭訪問、7月の個人面談(希望者)により、保護者との教育相談の時間を設定する。
- スクールカウンセラーやソーシャルワーカーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 携帯電話やインターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○ 全校児童の携帯電話やインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。また、PTA講演会等で携帯電話やインターネットの使い方について学習する機会を設け、家庭での見守り活動を推進する。特に高学年においては、実態に応じて、親子で学習する機会を設定し、問題点を共通理解して取り組む。

(5) 学校相互間の連携協力体制の整備

○ 中学校や保育所・幼稚園と情報交換や交流学习を行う。特に、小中9年間を見通した「学習系統表」「生活の決まり」「スタディー7(学習のきまり)」を作成し、小中連携した共通の取組を行う。

4 いじめ早期発見のための取組(※年間指導計画は別表)(視点2)

(1) 「アクション3」の「早期発見・早期対応」のチェックポイントを意識した指導に努める。

(2) 「学校生活アンケート」やいじめチェックリストの実施

毎月第1週月曜日に、全児童を対象とした「学校生活アンケート」を実施する。また、いじめチェックリストも同時に実施する。さらに、「学校生活アンケート」や「いじめチェックリスト」をもとに、毎月第1週火曜日~金曜日に教育相談を実施して、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) 「保護者アンケート」の実施

7月、12月、2月に、保護者アンケート(生活・学習、いじめに関する)を実施する。「保護者アンケート」をもとに、保護者と連携協力しながら、教育相談を実施して一人一人の児童と直接話をして、保護者と連携しながら、思いをくみ取る。

(4) ノート・日記指導

休み時間や放課後の児童の様子に目を配ったり、ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(5) 学校相談ポストの設置と点検

職員室前に学校ポストを設置し、その活用法について全児童に知らせる。(4月)

※相談ポストは保健室横の棚に設置、用紙は自由。中は校長先生が確認。

(6) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会や子育て支援課、児童相談所、中学校などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(7) 児童・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取による連携(視点4)

学校いじめ防止基本方針について、学校便りや学校HPで情報発信し、取組の趣旨や概要を理解していただくとともに、取組の結果についても公表(8月、12月、3月)し、保護者の意識啓発に努め、連携を図る。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。

- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる 場  
合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して 欠席  
している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて欠席・遅刻日数重大事態に至った」という申立てがあった場合  
（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) 重大事態への対処（学校を調査主体とした場合）

- 1 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。  
・市教育委員会が重大事態の調査の主体を判断する。



- 2 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。  
・いじめ防止対策委員会が調査組織となるが、必要に応じて適切な専門家等を加える。



- 3 いじめ防止対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。



- 4 いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。



- 5 調査結果を市教育委員会に報告する。



- 6 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

### (2) 重大事態への対処（市教育委員会が調査主体となる場合）

- 1 市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。